

旭川市スタートアップ支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旭川市中小企業振興基本条例（平成23年旭川市条例第29号）第14条第1号及び第2号の規定により、市内で起業・創業する事業者の新たな商品・サービスの開発、販路開拓に関する取組の支援を行うことにより、稼ぐ力の強化を図り、地域経済の発展に資することを目的に、「旭川市スタートアップ支援補助金（以下「補助金」という。）」を交付することについて、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、別表1に掲げる者とする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 この補助金は、別表2に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）及び補助対象経費で、市長が必要かつ適当と認めるものについて交付するものとする。ただし、事業実施のための事前の調査研究や研修に係る経費や懇親会費等は、補助の対象としない。また、同一申請内容において他の公的機関から補助金等を受けている場合は、補助事業としない。

(算定の基礎及び補助率等)

第4条 補助金の額は、別表1のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに旭川市スタートアップ支援補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に別表3に定める関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金の交付の可否及び交付額を決定する。交付決定した場合には、旭川市スタートアップ支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知を行うものとする。また、交付決定しなかった場合にも書面により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に補助金の交付の申請を取り下げることができる。

(交付の決定の取消し)

第8条 市長は、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の規定により交付決定した補助金の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。
- (2) 補助事業者が、この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- (3) 補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業に関して不正に他の補助金等（市以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- (5) 取得財産等を、あらかじめ市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- (6) 補助事業者が、当該補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (7) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (8) 天災その他特別な事情により補助事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき。

2 前項第2号から第7号までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用されるものとする。

3 市長は、取消しについて決定した場合は、書面により通知するものとする。

(補助事業の遂行及び状況報告・調査)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、補助事業を行わなければならない。

- 2 市長は、補助事業の適正な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行に関して報告を求め、又は実地調査をするものとする。
- 3 市長は、前項に規定する報告等に基づき、補助金の交付決定の内容に従っていないと認めるときは、補助事業者に対して決定の内容に従うよう指示するものとする。

(補助事業の計画内容の変更等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後において、交付決定額が2割以上の減額となる場合又は補助事業の計画内容を変更しようとするときは、あらかじめ、旭川市スタートアップ支援補助金変更申請書（様式第3号）に別表3に定める関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りではない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を旭川市スタートアップ支援補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 3 第1項のただし書による軽微な変更とは、次に掲げるものを全て満たす場合とする。
 - (1) 交付決定額が2割未満の減額となる場合
 - (2) 補助事業者の創意工夫による事業計画の細部の変更等、より補助目的の達成に資するものと考えられる場合
 - (3) 補助事業の対象経費の変更又は細目相互間における流用による変更の場合

(補助事業の廃止)

第11条 補助事業者は、補助金交付決定後において、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、旭川市スタートアップ支援補助金事業等廃止承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認を決定した場合は、速やかに書面により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から30日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、旭川市スタートアップ支援補助金実績報告書(様式第6号)

(以下「実績報告書」という。)に別表3に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、これを審査し、及び必要に応じ実地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、旭川市スタートアップ支援補助金額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の確定通知書を受領後、速やかに旭川市スタートアップ支援補助金精算書兼請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第14条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、申請時における補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、旭川市スタートアップ支援補助金概算払申請書(様式第9号)に別表3に定める関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 市長は、概算払を承認したときは、その旨を旭川市スタートアップ支援補助金概算払承認通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、第12条に規定する実績報告書の提出があった場合で、実績報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、補助事業者に対して、これに適合させるための措置を講ずるよう指示するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその越える部分の補助金の返還を請求するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第17条 市長は、第5条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係

る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、旭川市スタートアップ支援補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第11号）により、その金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに市長に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに市長に報告し、当該金額を返還しなければならない。

（理由の提示）

- 第18条 市長は、第9条第3項若しくは第15条の規定による指示をするとき又は第8条第1項に規定する取消しをするときは、補助事業者に対してその理由を提示するものとする。

（現況報告等）

- 第19条 補助事業者は、当該補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度から5年間、当該補助事業に係る過去1年間における実施状況等について、毎年度書面により市長が別に定める日までに報告するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

（関係書類の整備等）

- 第20条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならない。

（取得財産等の管理）

- 第21条 補助事業者は、補助事業が完了した後も当該補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、取得財産等が破損され又は、滅失したときは、その旨を市長に書面により市長に報告しなければならない。

（財産の処分の制限）

- 第22条 補助事業者は、取得財産等で次の各号に掲げるものについて、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとする場合は、承認を受けなければならないものとする。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付したとき又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）等を勘案して定める期間）を経過したときは、この限りではない。

- （1）不動産及びその従物
- （2）機械及び重要な器具で特に必要があると認めて定めるもの
- （3）その他補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付事務に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年5月2日改正)

この要綱は、令和7年5月2日から施行する。